

藤岡市農業委員会
令和2年12月
定例会議事録

令和2年12月3日招集

令和2年藤岡市農業委員会第12回定例会議事録

令和2年12月3日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和2年藤岡市農業委員会第12回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第68号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第72号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第73号 農用地利用配分計画（案）について
議案第74号 公共転用に係る法定協議書について
議案第75号 非農地判断の実施について
報告第23号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第24号 農地法関係出願等について

[出席委員]（14名）

- | | | | |
|-----------|-------------|------------|------------|
| 1 番 秋山 幸夫 | 2 番 宮澤 一夫 | 3 番 清水 文江 | 4 番 浦部 隆 |
| 5 番 浅見 健司 | 6 番 折茂 新一 | 7 番 黒澤 義雄 | 8 番 関根 隆雄 |
| 9 番 折茂 高弘 | 10 番 金澤 貞夫 | 11 番 岩下 次夫 | 12 番 茂木 由子 |
| 13 番 山口 暁 | 14 番 福田 俊太郎 | | |

[欠席委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 事 | 松本 峻 | | |

（開 会 13時43分）

- 事務局次長 ただ今より令和2年第12回定例会を進行させていただきます。
 本日も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。
 また下審査につきましても、東庁舎3階大会議室を用意しておりますので、2班の委員さんにつきましては、下審査の際に移動をお願いしたいと

思います。

それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。
(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございました。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和2年第12回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。12番茂木委員、13番山口委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第68号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 議案第68号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第68号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第68号整理番号1番については申請のとおり決定します。

続きまして、議案第69号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第70号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第71号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時47分 休憩)

(14時31分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第69号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 69 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、市外のMさんが、農業経営の安定を図るため、中島の農地 2 筆、1,272.3 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 24 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 69 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 このMさんという方ですが、年齢はどの位で何をされている方ですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 Mさんですが、現在年齢は 83 歳です。農業をしていますが不動産もしています。申請書には水稻を 1 ヘクタール位、野菜類も栽培していると記載されています。市内では、中島と三ツ木に農地を所有しています。

議長 折茂高弘委員どうぞ。

折茂高弘委員 3 条で農地を取得する場合、譲受人の耕作状況を確認していますか。耕作放棄地のような農地はありましたか。

事務局 事務局で確認しますが、耕作放棄地と言えるような場所はありませんでした。ただ、最低限の管理のみの可能性はあるかもしれません。

折茂高弘委員 現地を見に行っているのですか。

事務局 現地までは行っていませんが、航空写真で確認しています。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 多少でも農業をやっているのであれば良いですが、既に所有している自作地の状況から疑問があるので、きちんと耕作するよう事務局から指導してください。

事務局 きちんと耕作をしてもらうよう事務局から代理人に伝えます。

議長 他にご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 69 号整理番号 1 番について、事務局から指導のうえ許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 69 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 69 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番と 3 番の 2 件です。

整理番号 2 番は、下大塚の I さんが、農業経営の安定を図るため、下大塚の農地 1 筆、180 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 24 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、三ツ木の K さんが、農業経営の安定を図るため、三ツ木の農地 2 筆、1,408 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 25 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議案第 69 号整理番号 2 番と 3 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 69 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 69 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 69 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 69 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 70 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 70 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。

整理番号 1 番は、中栗須の K さんが、中栗須の農地を自動車修理工場用地として転用するもので、面積は 700 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、中栗須の K さんが、中栗須の農地を一般住宅用地として転用するもので、面積は 78 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 70 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 70 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 70 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 70 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 70 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 71 号農地法第 5 条の規定による許可申請につい

て、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

議長

報告いたします。議案第 71 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 7 番の 7 件です。

整理番号 1 番は、市外の A さんが、立石の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 793 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,105 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、市外の法人が、森新田の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 166 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市内の法人が、上栗須の農地を売買で取得し、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、面積は 533.55 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、市内の法人が、中栗須の農地を賃貸で借り受け、露天資材置場用地として転用するもので、面積は 2,195 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市外の法人が、譲原の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 779 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、市外の K さんが、譲原の農地を売買で取得し、庭石置場用地として転用するもので、面積は 952 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 71 号整理番号 1 番から 7 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 1

番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 71 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 8 番から 14 番の 7 件です。

整理番号 8 番は、市外の Y さんが、藤岡の農地を贈与で取得し、分家住宅用地として転用するもので、面積は 390 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、市外の法人が、上戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 962 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、市外の法人が、岡之郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 712 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市外の K さんが、中大塚の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 452 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、市内の法人が、篠塚の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は 1,060 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、藤岡市土地開発公社が、東平井の農地を売買で取得

し、都市計画緑地用地として転用するもので、面積は 1,624 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 14 番は、市外の法人が、緑地の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,014 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 71 号整理番号 8 番から 14 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 浦部委員どうぞ。

浦部委員 この法人は、何件も申請していますが大丈夫ですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 委員さんご指摘のとおり、この法人からは今年度に入ってかなりの件数の太陽光の申請が出ていまして、許可が出た 3 か月後に事業の進捗状況を記した事業報告書というものを提出していただくことになっていっていますが、以前に許可を受けた事業の報告書が出ておりませんでした。今回 3 件の申請が出てきていますが、窓口において、これまでに許可を受けた案件の事業報告書を提出していただかないと今回の申請を受付できないと指導しまして、未提出の事業報告書を書面でいただいたうえで受け付けました。今後も経過を注視しながら指導していきたいと思っています。

議長 他にご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 9

番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 13 番は許可と決定します。次に整理番号 14 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 71 号整理番号 14 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 71 号整理番号 14 番は許可と決定します。続きまして、議案第 72 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 議案第 72 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 72 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 72 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 73 号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 議案第 73 号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに 1 番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 73 号農用地利用配分計画(案)1 番について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので異議なしと認め、議案第 73 号農用地利用配分計画(案)1 番については、そのように決定します。次に 2 番について審

議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 73 号農用地利用配分計画(案)2 番について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので異議なしと認め、議案第 73 号農用地利用配分計画(案)2 番については、そのように決定します。

(関係委員着席)

議長 次に 3 番から 5 番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 73 号農用地利用配分計画(案)3 番から 5 番について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので異議なしと認め、議案第 73 号農用地利用配分計画(案)3 番から 5 番については、そのように決定します。

続きまして、議案第 74 号公共転用に係る法定協議書について上程します。事務局より説明願います。

事務局 群馬県教育委員会教育長から公共転用に係る法定協議書が提出され、農業委員会に決定を求めています。

公共転用に係る法定協議制度ということで、通常、国又は県が行う農地転用行為は許可不要とされています。しかし、学校又は病院などの設置を目的とする場合については、農地転用許可が必要とされています。ただし、この場合には通常の農地転用許可申請ではなく、許可権者、藤岡市の場合は藤岡市農業委員会になりますが、許可権者と事前に協議を行うことにより、農地転用許可があったものとみなすことができるとされています。

今回は、そうしたケースであり、初めに組織内の事前相談ということで転用候補地が妥当かどうかの相談、担当者同士、県の教育委員会と事務局

で事前の打ち合わせを既に行っております。

次に、許可権者との事前調整ということで、事前に計画の案について令和元年10月1日付で事前調整申出書が提出され、令和元年11月5日の農業委員会定例会において審議され可決しております。今回の対象地につきましては、農振の青地農地でありましたので、令和元年下期の農振除外審査を受けて除外されております。

最後に、許可権者との正式な協議ということで、今回具体的な事業計画が盛り込まれた協議書が県の教育委員会から提出されました。

協議書の内容ですが、協議者は受人が群馬県教育委員会教育長です。契約の内容については売買、施設の概要ですが県立特別支援学校体育館建設用地1,342.03㎡、このうち体育館の建築面積が781.29㎡となっております。協議の対象地は藤岡市本郷字下海戸451番3外農地5筆になります。場所は、東中学校のすぐ近くで北西に位置しています。他法令の関係は、都市計画法と景観条例であり、農地区分は2種農地と判断されます。

授業はもちろん儀式や学校行事を行うのに必須の施設であり、当該地は小中学校部の校舎と高等部の校舎に隣接しており、児童生徒の動線を考えると利便性が良いため体育館建設用地として相応しいと選定されたようです。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただ今、議案第74号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 　　特に、意見もないようですので、採決します。議案第74号公共転用に係る法定協議書について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 　　挙手全員でありますので、議案第74号公共転用に係る法定協議書については原案のとおり決定します。続きまして、議案第75号非農地判断の実施について上程します。事務局より説明願います。

事務局 　　農地法運用通知の規定に基づき非農地判断を行いたいのので、農業委員会の決定を求めるものであります。

農地が森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合には、農地に該当しない旨の判断をして農地台帳から整理することが非農地判断になります。非農地判断の対象となる場合とは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、またその土地の周囲の状況から見

て、農地として復元しても継続して利用することができないことが見込まれる場合です。非農地判断の流れの概要は、荒廃農地調査でB分類・再生が困難と判断された農地を軸に非農地判断を行っています。判断の実施にあたっては、対象地の土地の所有者に意向を確認し、所有者から同意を得られた土地に対してのみ非農地判断を行っております。

次に今回の非農地判断についてですが、対象地区は高山と上日野で、高山の合計 28 筆・21,575 m²、上日野合計 36 筆・27,785 m²が対象となっております。所有者の同意確認方法については、非農地判断のお知らせを郵送しまして、非農地判断実施の意向確認書を返送いただき、別紙の航空写真をご覧いただきたいと思いますが、地目はすべて山林と判断しました。

以上、対象地の合計 64 筆・49,360 m²について農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないという判断をしまして、農地台帳から整理してよろしいかご審議をお願いします。なお、議決後は所有者あてに非農地通知書を送付し、山林に地目変更登記をしていただくようお願いし、また群馬県、法務局、市の農林課・税務課あてに非農地判断を行った旨の通知を行います。以上で説明とさせていただきます。

議長 議案第 75 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 75 号非農地判断の実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 75 号非農地判断の実施については原案のとおり決定します。続きまして、報告第 23 号・24 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 報告第 23 号・24 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和 2 年第 12 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時15分)